

諮問第45号

景観審議会

景観遺産の登録の変更について（諮問）

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の22第6項の規定により準用する同条第2項の規定により、令和5年3月17日に登録した景観遺産（令和5年兵庫県告示第326号）を下記のとおり変更することについて諮問します。

記

織物産業を象徴するノコギリ屋根

登録番号	名称	所在地
1－1	遠孫織布株式会社	西脇市高田井町938番
1－2	神結酒造	加東市下滝野474番
1－3	橋本裕司織布	多可町中区岸上391番

「播州織工房館」は、滅失により抹消する。

令和8年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦